

焼津市週休 2 日工事（土木工事等）実施要領

（目的）

第 1 条 建設業界では、若年層の入職者数が減少しており、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保が重要な課題となっている。

本要領は、週休 2 日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休 2 日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

（対象工事）

第 2 条 この要領の対象となる工事は、焼津市が発注する土木工事標準積算基準書、港湾工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準、治山林道必携、水道事業実務必携及び下水道用設計標準歩掛表（管路、ポンプ場・処理場）により積算する工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- （1）施工に必要な実日数（実働日数）が 1 週間程度と見込まれる工事
- （2）通年維持工事、緊急性の高い応急対策工事等
- （3）市長が対象工事に適さないと判断する工事

（用語の定義）

第 3 条 本要領において用いる用語は次のとおりとする。

（1）週休 2 日

対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6 日間）、夏季休暇（3 日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

（3）現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

（4）現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数/対象期間日数）で算出する。
現場閉所率が 28.5%以上の場合を 4 週 8 休以上とする。

（5）完全週休 2 日（土日）

対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受発注者間の事前協議により、予めこれに変わる定休日を設定してもよいものとする。

(6) 月単位の週休2日

対象期間の全ての月において、週休2日の状態をいう。

ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

(7) 通期の週休2日

対象期間の現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。

(8) 4週8休以上（港湾工事積算基準書により積算する工事の場合）

工事着手日以降の最初の土曜日又は月曜日を起算日とし、4週間を1期間とした時、1期間内に土日祝日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

（発注）

第4条 発注者指定型により発注する。

(1) 発注者指定型

焼津市週休2日工事（土木工事等）特記仕様書（別紙1）を添付し、完全週休2日（土日）（治山林道必携により積算する工事の場合は月単位の週休2日、港湾工事標準積算基準書により積算する工事の場合は4週8休以上）の達成を前提とした補正係数により費用を計上し発注する。

（実施方法）

第5条 週休2日工事の実施方法は次のとおりとする。

(1) 受注者は、現場着手日までに現場閉所計画表（別紙2を参考とする）を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に発注者と受注者とが協議して方針を決定するものとする。

(2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。

(3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。
なお、規定の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

(4) 上記取組実施内容については、入札公告等で提示する特記仕様書に明記する。

（費用の計上）

第6条 静岡県が定める「週休2日推進工事積算要領」を準用し、費用の計上を行うものとする。

附 則

この要領は、令和２年１１月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年１２月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年１０月１３日から施行し、令和６年４月１日から適用する。ただし、施行の日以後に設計された工事であって、工事期間が令和５年度中に開始し、令和６年度以降に終了するものについては、市長が特に認めるものを除き、令和６年４月１日以前であっても適用の対象とする。

附 則

この要領は、令和６年６月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年１０月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年１０月１日から施行する。